

社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 平成27年度 事業報告

平成27年度介護報酬改定は、過去最低水準に匹敵するマイナス2.27%の改定率となりました。しかしながら、特別養護老人ホーム事業やデイサービス事業をはじめ大きなダメージが予想できたことと、5年ほど前から道内にて事業展開が著しい機能訓練特化型のデイサービスセンターが7月にオープンすることなども配慮しまして、関係機関との情報共有や利用率をはじめ経営意識の強化を図りました結果、若干目標利用率には及ばなかった事業もあるものの、全体的には高い数値を得ることができ、法人全体では介護報酬のマイナス改定分のダメージを稼働率でカバーする結果とすることが出来ました。

また、法人の社会貢献のアクションとして、2月には災害時における福祉避難所として、従来型特別養護老人ホーム富士見園、ユニット型特別養護老人ホーム富士見園、デイサービスセンター潮見園の3施設が市内で第1号の協定を稚内市と締結しました。

一年を振り返りますと、人材確保やサービスの底上げ、経営面や様々なリスクの高まる中での一年ではありましたが、3月に受けた北海道宗谷総合振興局による業務指導監査の講評において、当法人が正直な運営をしており管内の各法人からの信頼がとても高い社会福祉法人であると評価説明をいただき、年度を締め括ることができました。

従来型特別養護老人ホーム富士見園につきましては、基本的に重度者優先の要介護度3以上の方に利用限定されたこともあり、当初目標の利用率には達成しなかったものの、昨年度より1%増の95.2%と最近の特別養護老人ホームとしては高い利用率となりました。また、短期入所事業でも昨年度より8.7%増の89.1%、一日あたり1.5人の利用増とすることができました。

ただ、今後の課題として身体状況の不安定な虚弱高齢者を利用対象とする施設であることを職員は再認識した上で、業務内容やサービス提供体制の見直しは勿論のこと、利用負担の増加に伴うサービスを受ける側の権利や消費者意識も高まっていることを念頭に、サービスの質、生活環境の質、職員の質の更なる適正化に向けた意識改革をしなければならないことを強く感じた一年でした。

ユニット型特別養護老人ホーム富士見園では、目標の利用率が達成され96.

9%という高い利用率となりました。また、各種実習や視察、ボランティアの受入をはじめ、災害時における福祉避難所の指定を受けるなど、実績を一年有した事業所として、地域の介護拠点として頼られる存在となるように努めて参りました。

法改正によって新規入居者は原則要介護度3以上の方に限定され、平均介護度も徐々に上昇していますが、これからも日常業務や内外研修などを通して職員の介護技術の向上に努めて参ります。

養護老人ホーム富士見園につきましては、一部介護サービスを提供できる特定施設でもあることから、入所者の身体状況の重度化もあり昨年同様の11名の退所がありました。措置者である稚内市との連携や法人内の就労継続支援事業所の高齢利用者の入所支援にも配慮しまして、同数の新規入所者を迎え入れることが出来た結果、95.2%という高い利用率とすることができました。

また、入所者の身体状況や日常生活動作の変化に伴い、生活の質が低下しないように施設・設備整備計画に沿って施設内各所の改修をはじめ設備・備品の更新や、自然災害を想定した避難訓練を実施するなど、日常生活の安全性の確保に努めました。

デイサービス事業につきましては、市内にて機能訓練特化型デイサービスが開園するなど事業運営への影響など心配もありましたが、後期高齢者や身体状況の重度の方の積極的な利用調整などの甲斐があり、富士見園で96.8%、潮見園で93.7%と両園とも目標利用率を大きく上回る結果となりました。

富士見園では、一般利用者の外に養護老人ホームの特定利用も含めまして、利用者や家族が望む通所介護計画と整合性あるサービスの提供、そしてその先にある利用満足度を意識して取り組んで参りました。

潮見園においては、サービスの質や公益的役割を意識し取り組んで参りましたが、市街地にある施設として景観的美化や利用者、地域住民の癒しとなるように、多くの市民の方々にご協力いただきまして敷地内花壇の整備を行い、地域の介護拠点として地域に根差した施設運営に取り組みました。

また、両園共催で介護者皆様などを対象に3回の介護者教室を企画開催しましたが、今後も継続は勿論ですが地域包括ケア、介護に優しい街づくりの資源として内容を充実していきたいと考えます。

居宅介護支援センター潮見園につきましては、平成29年度から実施される介護予防事業や地域づくりに向けた参画をはじめ、各関係機関との密接なるコミュニケーションに心掛け、利用者・地域住民皆様の福祉向上の一助となるように努めました。

在宅介護支援センターにつきましては、サービス提供に至っていない単身世帯や老夫婦世帯への支援のために、行政や関係機関、地域住民との情報の共有を通して友愛訪問や介護予防への取組に努めました。

就労継続支援B型事業所北光園につきましては、4月から定員を4名増やし40名としまして、利用登録者数は42名で一日の実利用者数の平均は前年度より3名多い36名となり、クリーニング収入は予算比105.4%、180万円弱の増収となりました。また、施設・設備整備計画に沿って工場内の設備やクリーニング品の搬送車両の更新と併せて、工場と直結した車庫の一部改修を行いました。

共同生活援助事業所スマイルらいふ（グループホーム）につきましては、地域住民の理解・協力をいただきまして、町内活動への参加や緊急時の避難訓練の実施など入居者の地域での生活にも安定がみられています。

両事業の利用者の状況としましては、精神疾患の利用者も増えており、対応支援する職員の専門性が強く求められておりますので、資格取得や外部研修へも取組を進めているところです。

最後となりますが、社会福祉法等の一部を改正する法律案が、3月31日に可決成立し翌4月1日から一部施行されました。とりわけ平成28年4月1日施行分です。事業運営の透明性の向上、財政規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務などを推進し、健全なる法人運営に努めます。